

役員及び評議員等の報酬及び慰労金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大同福祉会（以下「法人」という。）の役員、評議員、評議員選任解任委員（以下「役員等」という）が理事会、評議員会、評議員選任解任委員会に出席した場合の報酬、会議外の業務報酬並びに役員等が退任する場合の慰労金等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の報酬)

第3条 非常勤の理事長が理事会、評議員会等に出席した場合は、24,000円を支払うことができる。

2 理事、監事が理事会及び評議員会に出席した場合は、20,000円を支払うことができる。

3 評議員が評議員会に出席した場合は、20,000円を支払うことができる。

4 評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席した場合は、20,000円を支払うことができる。

5 役員及び評議員が理事会、評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合24,000円を支払うことができる。

6 当法人の業務を委嘱する理事には支払わない。

(出張旅費)

第4条 役員等が法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて出張する場合は、当法人の定める出張規程により旅費を支給する。

(慰労金等)

第5条 施設の常勤役職員が退任する場合は、役職員退任時の基本月額（基準内賃金）に役職に応じた支給率と役職員であった在籍年数を乗じた額を慰労金として支払うことができる。ただし、1ヶ月15日以上在任している場合は切り上げ1ヶ月分算定し、15日未満の場合は切り捨てとする。また、支給額の端数は千円以下を四捨五入とする。

支給率は次のとおりである。

(1) 理事長兼務施設長 100分の150

(2) 施設長 100分の100

(3) 理事（役職兼務） 100分の50

尚、理事長が非常勤である場合は、第2項を適用する。

2 施設の常勤でない役員等が退任する場合は、在任期間に応じ次のとおり現金で支払うことができる。

1～4年 30,000円

5～9年 50,000円

10年以上 70,000円

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規程は、平成20年3月31日より施行する。
- 2 この規程の一部は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この規程の一部は、平成26年12月1日から施行する。
- 4 この規程の一部は、平成28年3月31日より施行する。
- 5 この規程の一部は、平成29年6月17日より施行する。